

コンプライアンス・テスト

あなたが行動するとき、いつも次のことを自問し、コンプライアンスに留意してください。判断に迷うときは上層者に相談しましょう。もし、上層者に相談できない内容であれば、内部通報窓口にご一報ください。

その行動…

- ☐ 家族に同じことをされても平気ですか？
- ☐ 本当に正しいと思っていますか？
- ☐ 見付からなければ大丈夫と思っていませんか？
- ☐ ありのまま会社に報告できますか？
- ☐ 第三者としてニュースで見たらどう思いますか？

この行動規範ガイドラインは、8カ国語に翻訳し、リンテックグループ全従業員と共有しています。

リンテックグループ 行動規範ガイドライン



LINTEC GROUP COMPLIANCE GUIDELINES



リンテック株式会社

体系図	01
社是	02
経営理念	03
トップコミットメント	04
LINTEC WAY 至誠を育む5つの心得	06
LINTEC WAY 創造を育む5つの心得	07
国連グローバル・コンパクトの10原則	08
SDGs(持続可能な開発目標)	09

リンテックグループ行動規範

【私たちの至誠】

1 人権の尊重	10
2 会社資産の管理・活用	13
3 利益相反行為の禁止	16
4 腐敗の防止	17
5 国内外法規の遵守	18
6 公正・透明な取引	21
7 政治・行政への贈賄禁止	24
8 反社会的勢力への対応	25

【私たちの創造】

9 持続可能なものづくり・サービス	26
10 顧客満足の上向	27
11 地球環境との共生	29
12 健全な職場環境	31
13 創造への挑戦	33
14 多様な社会貢献活動	34
15 社会との信頼関係構築	35

リンテックグループ活動方針	36
---------------	----

そのほかにも、気をつけておきたいこと	48
--------------------	----

内部通報制度	57
--------	----

災害発生時の初期対応	60
------------	----

リンテックグループは、社是の実践を通じて、
サステナブルな社会の実現に貢献します。

サステナブルな社会



社 是

至誠と創造

Sincerity and Creativity

「至誠」とは、どうすれば役に立ち喜ばれるかを考え、すべての仕事に真心を込めて取り組むことです。

「創造」とは、現状に満足せず、より高い付加価値を求めて常に工夫と改善に取り組むことです。

あらゆるステークホルダー※に誠実であること、革新の気概を持って新たな挑戦を繰り返していくことが、“ものづくり”の会社としての原点です。

“すべては「至誠」に始まり「創造」につながる”

私たちリンテックの変わらぬ姿勢であり、持続的成長を支える原動力です。

※ ステークホルダー：組織体に対する利害関係者。具体的には、消費者（顧客）、従業員、株主、債権者、取引先、地域社会、行政機関など。

経営理念

社名の「リンテック」、

すなわち“リンケージ（結合）”と“テクノロジー”

および社は「至誠と創造」に裏付けされる

人の和、技術開発力を基軸とし、

国内・海外の業界において、誰からも信頼される

力強い躍動感あふれる会社として社会に貢献し、

株主各位・顧客・社員家族の期待に

応える斬新な経営を推進します。

明日を考え、今日を築こう

For tomorrow we build today

トップコミットメント

リンテックグループの社は「至誠と創造」は、いかなる時代でも決して揺らぐことのない私たちの信念です。その信念を実現するために私たちが日頃何を大切に、何を意識して、どのように行動すれば良いのかを示したものが「行動規範ガイドライン」です。今回の改定では、従来から企業価値の根幹にかかわる重要な「前提」と考えてきた人権の尊重について明文化した方針を追加しました。

役員・従業員の一人ひとりが行動規範ガイドラインの内容を十分に理解し、日々の業務に活用していくことが、リンテックグループの成長とサステナブルな社会の実現につながっていきます。また、行動規範ガイドラインに基づいた取り組みは、ステークホルダー

のみならずにもご協力いただきたい事項でもあります。私たちの日々の行動一つひとつが世界につながっていることを常に意識しながら、お客さまやその先の社会、そして未来の声にも耳を傾けてください。そうすることで、私たちと社会課題の接点が見つけられ、新しい価値・発想・技術・サービスが生まれると信じています。

常にこの冊子の携帯を心掛け、日々の業務で判断に迷ったとき、正しい行動をとるための手引書としてください。

リンテック株式会社
代表取締役社長
社長執行役員

服部 真

至誠を育む5つの心得

1 誠実であり続ける

いかなるときも**誠実**であり続ける。人へ感謝と敬意を忘れず、品質でも誠実を語る、正直な企業であること。

2 真心は通じる

真剣に尽くす心を持ち続ける。真心込めたコミュニケーションで、心が通じ合い、距離が縮まり、前進すること。

3 喜びをつくろう

ありがとうを大切に。お客様や社会の困りごとの解決に取り組み、ステークホルダーに喜んでもらうこと。

4 与える人になる

利他の心を忘れない。一人ひとりが真摯に仕事と向き合い、人々に“喜びをもたらすこと”に全力を尽くすこと。

5 仲間と家族を大切にする

人の和を大切に。安心感と誇りを持って働ける場を築き、仕事へのやりがいや、安定と向上を生み出すこと。

創造を育む5つの心得

1 成功するまで粘る

進化に挑み続ける。粘りが成果に関わることを知り、細部までこだわり抜く探求心と情熱で世の夢をつなぐこと。

2 ユニークを誇ろう

独創的な視点を欠かさない。他社がまねできない方法で新しい価値や市場を生み、驚きと感動を世に届けること。

3 変化をしなやかにとらえる

時代の変化と共に歩む。時代の価値観や環境に合わせて自らを変化させることで活躍できる市場を開拓すること。

4 地球視点で考える

グローバルに行動する。世界規模の技術貢献に挑みつつ地域社会の活性化にも努め、環境配慮を推進すること。

5 あらゆる可能性とつながる

つながりを価値と考える。新たな価値づくりのために優れた知恵や技術を吸収し、切磋琢磨を惜しまないこと。

国連グローバル・コンパクトの10原則

リンテックグループは、「国連グローバル・コンパクト」への支持を表明し、2011年4月に参加企業として登録されました。私たちは国連グローバル・コンパクトの10原則を支持し、実践します。

● 人権

- 原則1 国際的に宣言されている人権の保護を支持、尊重し、
原則2 自らが人権侵害に加担しないよう確保すべきである

● 労働

- 原則3 結社の自由と団体交渉の実効的な承認を支持し、
原則4 あらゆる形態の強制労働の撤廃を支持し、
原則5 児童労働の実効的な廃止を支持し、
原則6 雇用と職業における差別の撤廃を支持すべきである

● 環境

- 原則7 環境上の課題に対する予防原則的アプローチを支持し、
原則8 環境に関するより大きな責任を率先して引き受け、
原則9 環境にやさしい技術の開発と普及を奨励すべきである

● 腐敗防止

- 原則10 強要と贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗の防止に取り組むべきである

国連グローバル・コンパクトは各企業が、影響力の及ぶ範囲内で、人権、労働基準、環境、腐敗防止の各分野で核となる以下の10原則を受諾し、支持し、遵守するよう求めています。

SDGs(持続可能な開発目標)

リンテックグループは、SDGsへの支持を表明し、SDGsを経営に組み込むためにSDGs委員会を設置しました。持続可能な未来を社会とともに築くための具体的な活動を実践します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



地球上のすべての人を対象に、国連加盟国が2030年までに達成することを掲げた持続可能な開発目標 (SDGs)。企業も重要なプレーヤーとして位置づけられています。

リンテックグループ行動規範

リンテックグループの役員・従業員等は、社是「至誠と創造」を根幹とした行動規範を遵守し、高い倫理観と社会的良識を持って行動します。

〔 私たちの至誠 〕

1 人権の尊重

あらゆる関係者の人権と人格を尊重します。

リンテックグループは世界人権宣言を支持し、企業活動にかかわるすべての人々の人権を尊重します。いかなる理由において差別行為をしません。また、人権を侵害するすべての行為をしません。

人権尊重および差別禁止

- ▶ 人種、国籍、性別、宗教、信条、年齢、出身、障がい者、先住民・民族、移民、性的指向・性自認、その他のいかなる理由においても差別行為をせず、等しく敬意を持って接します。
- ▶ 従業員などの雇用・処遇にあたっては、各国・各地域の法令に準拠し、一切の差別行為をしません。

- ▶ 言論・表現の自由の重要性を理解し、従業員などの市民権および政治的権利を尊重します。
- ▶ 取引先が児童労働・強制労働を含む人権侵害をしないよう周知徹底します。これに反した場合、取引先に改善計画の提出もしくは取引の中止などを求め、サプライチェーンにかかわる人権侵害に留意します。

児童労働の禁止・若年労働者の就業制限

- ▶ いかなる形態においても、義務教育修了学年暦末を超え、かつ満15歳以上でない児童を雇用しません。
- ▶ 18歳未満（若年労働者）を雇用した場合、健康や安全を危険な状況にさらしません。（例えば、夜勤や残業など）

強制労働の禁止

- ▶ すべての事業所において、強制労働をさせません。また、職業選択の自由を尊重し、政府が発行した従業員などの身元証明書および渡航文書を一方的に取り上げません。
- ▶ 不合理な移動制限はしません。
- ▶ 各国・地域における最低賃金を遵守します。
- ▶ 従業員に対し、就職あっせん手数料や雇用にかかわるその他の費用などを要求しません。（例えば、法律で定められた健康診断や就業に必要なトレーニング費用など）

ハラスメントの禁止

- ▶ ひぼう・中傷、嫌がらせ、付きまとい、脅迫、粗暴行為、その他の個人の人格や尊厳を無視した行動は慎み、相手に不快な思いをさせないように配慮します。
 - ▶ セクシュアルハラスメントは、感じ方に個人差があることを認識し、モラルある行動を徹底します。(例えば、わいせつな冗談を言う、身体的な特徴を話題にする、身体を触る、無理やり食事に誘う、デュエットの強要など)
 - ▶ 役職などの上層者は下層者に対して、その地位や職権を利用し人格を無視するような行為(パワーハラスメント)をしません。(例えば、暴行、一方的に叱責する、退職の強要など)
また、役職にかかわらず(下層者から上層者、後輩から先輩、同僚同士)一切のハラスメント行為を容認しません。
- ▷ 詳しくは、「ハラスメント防止規程」を参照

2

会社資産の管理・活用

会社の資産を厳正に管理し、事業の目的に合わせて活用します。

知的財産権や企業秘密などの会社資産は、貴重かつ重要な財産であることを認識し、適切に保護・活用します。また、他社・他人の権利を尊重し、これを侵害しません。

会社資産の取り扱い

知的財産権や企業秘密などの会社資産を確実に管理・保護し、適切に活用します。

企業秘密の保護

- ▶ 未公開であるリンテックグループの内部情報(書面、電子メールなど形式を問わず)を個人的に利用したり、無断で社外に持ち出したり、他社・他人へ提供したりしません。(例えば、議事録、契約書、稟議書、業務処理申請書、技術資料、事業に関する資料、社内通達、計算書類など)また、これらを社外(電車・飛行機、飲食店、携帯電話・SNSなど)で話したり、他人に見せたりしません。それがたとえ家族や友人であっても同様です。

- ▶ 他社から開示された企業秘密を業務遂行以外の目的で使用したり、関係者以外の従業員などや他社・他人へ開示・提供したりしません。
- ▶ 個人情報保護法を遵守します。
 - ▷ 詳しくは、P.51「個人情報保護について」を参照
- ▶ リンテックグループの在職時に知り得た内部情報は退職後も漏えいしません。
 - ▷ 詳しくは、「情報セキュリティ管理規程」「営業秘密管理規程」を参照

違法コピーなどの著作権侵害の禁止

- ▶ 他社・他人のソフトウェア、新聞、書籍、画像、音楽などを権利者の許可なく、コピーや改変を行いません。特に、ソフトウェアはすべて適切にライセンスを得ていることを確認し、これらの著作権侵害行為に加担しません。（例えば、ファイル交換ソフトをインストールするだけでも加担行為に該当します）
- ▶ 新聞、書籍、雑誌、インターネット、SNSで知り得た文章や図、写真などは著作権法の引用規定ののっとり、安易に取引先へ配布したり、インターネット上に公開したりしません。

知的財産権の尊重および保護

- ▶ 知的財産権に関する法律や規制は各国・各地域により異なることを認識します。知的財産権の登録、移転、使用などについて、事前に知的財産部に相談のうえ、他社・他人の権利を侵害していないかを十分に確認します。（例えば、新しい技術、デザイン、プログラムを用いた製品の開発・販売。また、新しいロゴ・トレードマークやビジネスモデルを使用する場合）
- ▶ LINTECの商標を使用する場合は、事前に適正な社内手続きを取ります。また無断でLINTECの商標を作成・改変したり、加工したりしません。
- ▶ 在職中に職務上の発明などをした場合の権利は、すべて会社に帰属します。また、会社の許可なく、その内容を社外に公表しません。

3 利益相反行為の禁止

会社やステークホルダーにとって最善の利益となるように行動します。

ある行動によって一方は利益を得て、もう一方には不利益が生じる行為を、利益相反行為と言います。会社への利益相反行為はしません。

利益相反の回避

会社の正当な企業利益に反して、自己や第三者の利益を図る行為はしません。事業活動によって自己に利益が発生する可能性がある場合、疑念を持たないように、上層者および法務部門に申告し、指示に従います。（例えば、取引先にリンテックグループ役員・従業員などの親族がおり、事業活動が私的な利益につながる場合や従業員自身が競業他社・取引先との間で兼業、サービス提供する場合など）

公私混同の禁止

会社の立場を利用して私的な利益を得ることがないよう、公私の区別を明確にします。

政治・宗教活動その他個人的活動

会社が許可する場合を除き、政治活動、宗教活動や個人的活動は、就業時間以外に会社施設の外で行います。また、これらの活動により会社の業務に支障が出ないように節度を持って行います。

4 腐敗の防止

贈収賄と疑われるような接待や贈答等の授受・供与はしません。

リンテックグループの誠実性と透明性を保つため、接待・贈答は社会的常識の範囲内にとどめます。

接待・贈答への対応

- ▶ 交際費は、社内ルールにのっとり適正に処理します。
- ▶ 取引先の特定の従業員などにリベートを適用しません。
- ▶ 取引先などから過度の接待・贈答を受けません。
- ▶ 汚職・贈収賄を防止するため、従業員などや取引先への意識啓発に努めます。

5 国内外法規の遵守

国際社会から信頼される企業として、法規を遵守します。

企業活動の基本となる会社法、従業員などと会社を結ぶ労働関係法はもとより、各業務に関係する法規などを確認し、内容を十分に理解したうえで、これらの法規を遵守します。

各種業法の遵守

- ▶ 各国・各地域の法令・規制が異なることを認識し、適用される各種業法、租税条約、特定の事業や製品を対象とする条約などを常に確認します。
- ▶ 事業活動、品質、安全、環境、労働などの情報を正確に記録し、データの改ざんや不実記載を行いません。

インサイダー取引の禁止

- ▶ リンテックグループや取引先の内部情報（例えば、未公表の業績に関する情報、企業の買収・合併計画などの情報）を利用した、株式売買などを行いません。名義人を親類や知人とした取引、他者への売買推奨も行いません。また、会社の内部情報は正式に公表されるまで開示しません。

輸出入貿易関連法令の遵守

- ▶ 製品または部品を輸出入する（OEMを含む）場合、関係国の関税関連法令を遵守し、適正に手続きします。
- ▶ 国際的な平和と安全の維持を目的とする安全保障貿易管理を徹底します。武器や兵器にも転用可能な規制対象品を輸出する場合、または国際法（または日本が批准している条約など）により経済制裁が課されている国に販売先やエンドユーザーがある場合には、適正な社内手続きを経るとともに、事前に輸出入貿易関連法令に基づく政府の許可を申請します。

粉飾決算の排除

- ▶ 来期に計上されるべき費用を、今期の費用のごとく処理したり、取引先に売り上げを早期計上させたりしません。
- ▶ 粉飾決算や脱税といった不正行為によって得た資金を、合法的なものであると見せかけるマネーロンダリングは行いません。
- ▶ 意図的ではなくても結果的にマネーロンダリングにかかわってしまうことがあります。請求書の記載と実際の支払通貨や口座が異なるような疑わしい場合には、適切に対応します。
- ▶ 財務報告は会社とそのステークホルダーにとって特に重要であることを認識し、適時適正に報告し、信頼性を確保します。

▷ 詳しくは、P.52「経理処理について」を参照

6

公正・透明な取引

競争秩序を守り、お客様や取引先と適切に取引します。

事業者間の公正で自由な競争秩序を乱す不正行為はしません。また、委託側という優越性を利用し、受託側(下請け業者)に不公平な取引条件の強制はしません。すべての取引先をともに成長していくパートナーと考え、信頼関係を構築します。

独占禁止法などの遵守

- ▶ 各国における独占禁止法、競争法など、公正な競争を行うための法令を遵守します。
- ▶ 談合、同業者間での価格協定をしません。

▷ 詳しくは、P.55「独占禁止法について」を参照

不正競争の禁止

- ▶ 他社の企業秘密を不正な手段で入手したり、使用または開示したりしません。
- ▶ 製品・サービスの表示について、事実と異なる表示・広告はしません。

公平で透明な購買取引

- ▶ 常に公平な取引機会を提供し、取引先選定の際は価格、品質・サービスなどの条件を総合的に評価し、決定します。
- ▶ 下請法を遵守することはもちろん、全取引先に対して、パートナーとして十分な協議を行い適切な取引条件を設定します。
 - ・下請け業務を委託する際は、仕様などの取引条件についてあらかじめ書面により取り決めます。
 - ・不合格品や欠陥品の下請け業者への返品は、下請法の制限範囲内で行います。
 - ・あらかじめ書面により合意を得ていない場合、下請代金の減額はしません。

不正経理の禁止

- ▶ すべての取引先間で、仕入れや売り上げ、在庫などが実在しないにもかかわらず、あたかも存在するように仮装した取引や事実と異なる納品書・請求書は作成しません。
- ▶ 不正経理に関する行為は、リンテックグループからはもちろん、取引先から依頼された場合においても厳に断ります。

▷ 詳しくは、P.52「経理処理について」を参照

取引先の社会的責任の徹底

- ▶ 取引先に対して、コンプライアンス、差別の撤廃、児童労働および強制労働の禁止、環境保全活動など、CSR観点で期待する項目を明示し、協働および実践を要請します。
- ▶ CSR調達については、取引先へのCSR教育の実施やコンプライアンスなどをモニタリングします。
- ▶ 取引先に対して、品質や納期、コストと同様にCSR活動の実施についても評価し、公正で透明な取引をします。

▷ 詳しくは、P.40「品質・環境・事業継続方針」、P.43「原材料調達基本方針」を参照

7 政治・行政への贈賄禁止

政治や行政と、健全な関係を維持します。

多くの国において、企業の政治献金は違法とされています。国内外を問わず公的機関と取引をする場合、その職員へ贈答や接待を行いません。

政治献金の禁止

- ▶ いかなる理由においても、会社の費用で政治家個人に対して寄付や便宜を供与しません。
- ▶ 会社の費用を無断で政党や政治団体に寄付したり、パーティー券購入に充てたりしません。

贈収賄の禁止

- ▶ 公務員（外国の公務員も含まれます）の職務に関連して、どのような名目であっても（懇親会、情報交換会など）、公務員個人に接待、贈答、食費などを負担しません。
- ▶ 取引先に対しても、不適切な業務上の利益を受ける目的でリベート、接待、贈答、食費などを負担しません。

8 反社会的勢力への対応

反社会的勢力とは一切の関係を持ちません。

違法な政治結社や暴力団、総会屋などの反社会的勢力と、接触せず関係を持ちません。

反社会的勢力の排除

- ▶ 反社会的な団体や個人から、いかなる名目や理由においても物品の購入やサービスの提供を受けません。
- ▶ 反社会的な団体や個人から、脅迫まがいの不当な要求をされた場合でも、き然とした態度で対応します。問題が起きた場合には一人で抱え込まず、職制ラインで総務・法務部に相談します。

〔 私たちの創造 〕

9

持続可能な ものづくり・サービス

製品・サービスを通じて、社会課題の解決に貢献します。

製品・サービスを通じて、お客様や社会の潜在・顕在化した課題の解決を目指します。

社会課題の解決

- ▶ 社会により役立つ製品・サービスを提供するために、広く社会から情報を収集します。取引先やステークホルダーと協働し、リンテックグループの製品・サービスで社会課題の解決に取り組みます。
- ▶ 地球環境保全に関する新技術の開発・導入に積極的に取り組み、貢献する製品を提供します。(例えば、省エネルギーにつながる製品を社会に提供し、その製品が使用されることで温室効果ガス※¹の削減に貢献します。そのためにも、開発・研究の段階からライフサイクルアセスメント※²を取り入れ、環境影響を分析します)

※¹ 温室効果ガス：地球温暖化の主な原因とされている、二酸化炭素をはじめとした温室効果をもたらす気体の総称。

※² ライフサイクルアセスメント：製品のライフサイクル全体を通じて投入される原材料や排出される二酸化炭素・廃棄物量などを算出し、地球環境への影響を総合的に評価する手法。

10

顧客満足の向上

お客様の満足度向上を目指し、高品質・高付加価値を提供します。

お客様や取引先の身体や財産に危害や損害を及ぼさないよう、品質マネジメントを徹底します。

お客様満足

製品・サービスの提供において、お客様の満足度向上につながるニーズを的確に把握し、継続的な改善と新しい提案に取り組みます。また、製品・サービスの情報は販売地の言語で、理解しやすい内容を提供します。

品質保証

- ▶ 製品・サービスの安全性に関する法律や規制を遵守することはもとより、より高い品質の提供に努めます。品質マネジメントシステムや各種業務マニュアルを遵守し、適正で厳格な検査・生産体制を維持します。

- ▶ 検査・生産工程などにおいて、業務マニュアルや手順の無視、かつてな変更などを行いません。作業時には業務マニュアルを常に確認します。
- ▶ 製品・サービスに品質上の問題が起こった場合、その製品・サービスに関する正確な情報を公表し、取引先に提供し、被害の拡大を防ぎます。また、問題の原因を究明し、早急に再発の防止に努めます。
- ▶ 品質上の問題に限らず、製品に少しでも疑問や不審を抱いたらそのまま放置せず、上層者に相談します。
- ▶ 他社・他人への業務委託または請負には、書面を取り交わし、リンテックグループの責任の範囲を明確にします。

▷ 詳しくは、P.40「品質・環境・事業継続方針」を参照

11 地球環境との共生

地球環境との共生に向け、環境負荷の低減を推進します。

地球環境が持続可能でない限り、社会の存続、会社の持続的成長はありません。環境問題を重要な経営課題と位置づけ、持続可能なものづくりに積極的に取り組みます。

製品開発や原材料調達

- ▶ 製品の開発や調達は、事前に国際条約や国内外の環境関連法で規制されている有害物質(カドミウム、鉛、水銀など)が含まれていないか十分に確認します。また、環境に配慮された原材料(FSC®※1認証紙や再生プラスチックなど)を使用します。
- ▶ サーキュラー・エコノミー(循環型経済)※2となるようなビジネスモデルの設計を目指します。

※1 FSC®:Forest Stewardship Council®。責任ある森林管理を世界に普及させることを目的とする国際的な非営利団体。

※2 サーキュラー・エコノミー(循環型経済):資源を永続的に再生・再利用し続ける、循環した経済システム。

製造や廃棄

- ▶ 各国・各地方自治体の環境規制を守るだけでなく、必要に応じて、より厳しい自主基準を定め、環境保全に努めます。
- ▶ 電気・水などのエネルギーや原材料の使用量の節減、再生可能な資源の選択など、資源の有効活用に努めます。
- ▶ 輸送の共同化や効率化、モーダルシフトの導入など、物流による環境負荷の低減に努めます。
- ▶ 廃水の削減、大気汚染の防止に努めます。また、廃油や廃液など事業系廃棄物は項目ごとに適正に管理し、場内での漏えいや流出、紛失などの不具合を発見した場合は直ちに対策を講じ、所管部署を通じて管理部門に報告します。
- ▶ ゼロエミッションに向け廃棄物は適切に分別し、3R※3に努めます。廃棄の際は無断で指定外の業者や取引先に引き取らせることはしません。

※3 3R:リデュース・リユース・リサイクル。

- ▶ 地域住民の生活に配慮し、事業活動を通じて生じる環境負荷を最大限に減らします。
- ▶ 生物多様性の重要性を理解し、生態系の保全(例えば、生産拠点の排水水質、生物種の調査、植樹、河川の清掃など)に努めます。

▷ 詳しくは、P.40「品質・環境・事業継続方針」を参照

12 健全な職場環境

一人ひとりの能力が発揮できる職場環境をつくりまします。

「世界人権宣言」「労働における基本的原則および権利に関するILO(国際労働機関)宣言」などの国際規範を理解し、従業員などの労働基本権を尊重します。また、一人ひとりの価値観を尊重した働きやすい職場環境づくり、従業員などが成長する支援などを積極的に行います。

働きやすい労働環境の実現

- ▶ 事業活動における労働安全衛生リスクを認識し、リスク低減に努め、人命第一の対策を講じます。また、災害・事故発生時に適切な対応をとるための社内体制を整備します。
 - ▷ 詳しくは、P.39「労働安全衛生方針」、P.40「品質・環境・事業継続方針」、P.44「全社リスク管理方針」を参照
- ▶ 妊娠・育児中の女性従業員に対する労働安全衛生面への配慮に努めます。

- ▶ 対人関係上のトラブル(例えば、差別やいじめなど)による心理的な負担を軽減するため、意識啓発活動を行います。
- ▶ 国際的な事業活動では、各国・各地域の社会事情を理解し、その文化や慣習、宗教に十分配慮します。

ワークライフバランスの実現

- ▶ 一人ひとりが個人の生活と仕事のバランスが取れた働き方を安心して選択できる、また、精神的・身体的にも健康で快適に過ごせる職場環境づくりに努めます。
- ▶ 従業員などが自由に自分たちの代表を選ぶ権利、および労働組合など団体の結成や使用者と団体交渉する権利を尊重します。

人材の育成と個人の成長

- ▶ 一人ひとりがやりがいを持って業務にあたれるよう、能力を向上・発揮できる機会を提供します。
- ▶ 個人の能力や成果は会社から公平に評価され、正當に処遇されます。
- ▶ 業務を通じて社会に貢献するよう、一人ひとりが絶え間ない自己研さんに努めます。

13 創造への挑戦

新たな価値の創造に挑戦します。

人々の暮らしと地球環境が将来にわたり持続可能であるために、未来を起点にリンテックグループが今何をすべきかを考え、まだ見ぬ新しい価値の創造に挑み続けます。

新しい価値の創造

- ▶ LINTEC WAYの[創造を育む5つの心得(P.07)]を日々の業務で実践していくことで、新しい価値の創造につなげます。
- ▶ 情熱を持ってLINTEC WAYを実践することで、継続的なイノベーションを創出し、困難な課題にも果敢に取り組みます。一人ひとりのさまざまな貢献が組み合わせられることで、人々の暮らしと地球環境をより良い方向へ変える力になると信じます。
- ▶ 枠にとらわれない自由な発想を尊重します。会社組織や国境を越えてさまざまなステークホルダーと協力し合い、新たな価値の創造に挑戦します。

- ▶ 社会課題の解決に貢献する技術や製品・サービスの開発に努めるとともに、生み出したものが社会に与える効果や影響を正しく認識し、活用します。

14 多様な社会貢献活動

企業市民の一員として、より豊かな地域社会づくりに貢献します。

地域の振興、教育や文化の助成、環境保全、その他の社会発展に寄与するさまざまな活動を実施・支援し、企業活動で得た利益を社会に還元します。

社会貢献活動

- ▶ 各国・各地域が抱える社会課題に関心を持ち、行政や地域団体、NPOと対話の機会を設け、それぞれの取り組みを深く理解し、ともに歩める社会貢献活動を実施します。
- ▶ 問題意識に基づき、一人ひとりがボランティアなどの社会貢献活動に積極的に参加します。
- ▶ リンテックグループの専門的な技術や知識を通じて、地域団体やNPO、教育機関を支援し、人材育成に貢献します。

15 社会との信頼関係構築

適正な情報開示と対話により、ステークホルダーとの信頼関係をつくります。

ステークホルダーとオープンで公正なコミュニケーションを図り、広く社会との信頼関係の構築に努めます。対話により社会からの期待を理解します。

社会との対話推進と関係性構築

- ▶ 顧客、取引先、従業員など、株主・投資家、政治・行政、地域社会などの幅広いステークホルダーと積極的に対話し、異なる価値観や意見・要望などを聞き、適切に対応することで、長期的な関係性構築に努めます。

適正な広報活動

- ▶ 地震や事故が起こった際は、環境負荷物質の漏えい・流出状況などを行政や地域住民に適切に開示します。
- ▶ 株主・投資家に対し、決算や株価に影響を与える重要な情報を適時適切に開示します。
- ▶ 株主との公正な関係を維持し、特定の株主だけに有利な情報の提供や便宜は図りません。
- ▶ 社会貢献活動、地球環境との共生に関する取り組みなど社会的に有用な情報を積極的に発信します。

リンテックグループ活動方針

リンテック人権方針

リンテックグループ(以下、リンテック)は、社は「至誠と創造」を根幹におき、すべての役員、従業員がとるべき行動を示した「リンテックグループ行動規範」およびそれを実践するために「リンテックグループ行動規範ガイドライン」を遵守して高い倫理観と社会的良識を持って行動します。

リンテックは、グローバルに展開する事業活動のなかで影響を受けるすべての人の人権を尊重します。

1 基本方針および位置づけ・適用範囲

リンテックは、国連の「国際人権章典」、「グローバル・コンパクト」、「ビジネスと人権に関する指導原則」および国際労働機関(ILO)の「労働の基本原則および権利に関する宣言」に基づき、「リンテックグループ人権方針」(以下、本方針)をここに定めます。

リンテックは、本方針を「リンテックグループ行動規範」の徹底および長期ビジョン「LINTEC SUSTAINABILITY VISION 2030」の実現に向けて、すべての役員、従業員が遵守して参ります。

また、取引先を含むビジネスパートナー、関係者にも本方針に則って行動していただくことをお願いいたします。

2 人権尊重への取り組み

2-1 組織・体制

リンテックは、本方針に基づく人権尊重について、(社長を委員長とする)サステナビリティ委員会で包括的に監視・監督し、リンテック全体の関係部門と連携して取り組みます。

2-2 教育および訓練

リンテックは、本方針が理解され効果的に実行されるように、すべての役員、従業員に対し適切な教育および訓練を行います。

2-3 適用法令の遵守

リンテックは、事業活動を行う各国・地域における法令を遵守します。但し、各国・地域の法令等と国際的な人権の原則に矛盾がある場合には、現地法を遵守しながら、国際的な人権の原則を尊重する方法を追求していきます。

2-4 人権デュー・ディリジェンス

リンテックは、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づく手順に従って人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築し、人権への負の影響を防止または軽減することに努めます。

2-5 救済

リンテックが人権に対する負の影響を引き起こした、あるいはこれに関与したことが明らかになった場合、適切な手続きを通じてその救済に取り組みます。

2-6 ステークホルダーとの対話

リンテックは、実際のまたは潜在的な人権への負の影響への対応について、関連するステークホルダーと誠実に対話と協議を行います。

2-7 情報開示

リンテックは、本方針に基づく人権尊重の取り組みの推進状況について、Webサイト等にて報告していきます。

2024年1月1日 制定

労働安全衛生方針

リンテックグループ全社員は、社は「至誠と創造」および経営理念に徹し、労働災害の防止を図り、安全で快適な職場環境の形成と安全衛生水準の向上を適切かつ積極的に推進します。

1. 事業活動において、リンテックグループで働く人々の労働安全衛生を適切に推進します。
2. リンテックグループで働く人々の協力の下、労働災害および疾病の予防、健康維持と増進を継続的に推進します。
3. 生産現場におけるリスク評価を実施し、労働安全目標を定め、目標達成のための計画と活動および定期的な見直しによる改善を行います。
4. 労働安全衛生に関する法令、リンテックが同意する協定、指導などを遵守します。
5. リンテックグループで働く人々に対し、労働安全衛生に関する教育および啓蒙活動により、安全衛生確保の重要性と意識の向上を図ります。
6. 労働安全衛生方針は、外部から要求があるときは公開します。

2018年6月1日制定

品質・環境・事業継続方針

基本方針

リンテックグループ全社員は社は「至誠と創造」および経営理念に徹し、国内外の法令・規制の遵守を含め、あらゆる社会的責任を果たすべく、公明正大かつ革新的な企業活動を実践する。

これらの具体的活動を実践するため、以下に「品質方針」「環境方針」「事業継続方針」「行動指針」を定める。

≫ 品質方針

「ものづくり」の原点に立ち、「お客様の満足度向上」「品質重視」を基本とした製品開発・製造・販売に努め、あらゆるステークホルダーから信頼される事業活動により、社会に貢献します。

〈行動指針〉

1. 市場のニーズと期待を的確に把握し、これらを反映した製品やサービスを提供することにより、お客様の満足度向上に努めます。
2. すべてのお客様に安定した高品質な製品を提供し続けるため、継続的な品質改善を推進します。
3. お客様からの信頼を更に向上するため、開発段階から品質を作り込み、品質保証・品質管理体制を強

化します。

4. 体系的な教育計画の下、「ものづくりの質」を改善できる「人材」を育成し、お客様から信頼される製品やサービスを提供します。
5. グループ会社及び取引先様と共に、更なる品質向上に取り組みます。

≫ 環境方針

地球の豊かな自然とこれらの社会を次世代に引き継ぐために、環境に配慮した製品づくりを優先し、地球環境保全に積極的に取り組む。

〈行動指針〉

1. 環境に配慮した製品の開発に努める。
2. 地球資源の有効活用を推進し、3R(Reduce・Reuse・Recycle)に努める。
3. 製品に含有する化学物質の管理を行い、グローバルな環境保全に努める。
4. 生物多様性の保全に努める。
5. 環境の改善には積極的に取り組み、PDCAを回して継続的な活動に努める。

》事業継続方針

地震・風水害等の自然災害、火災、パンデミック等、事業継続に支障をきたすさまざまなリスクの発生に対し、その影響を最小に抑えるため、BCMS(事業継続マネジメントシステム)を構築し、継続的な改善を図る。

〈行動指針〉

1. グループ社員およびその家族の安全確保を最優先する。
2. 減災対策を常に意識し、事業への影響を最小化する。
3. 災害発生に対し、主要製品の速やかな供給再開により顧客への供給責任を果たす。
4. SDGsの観点から社会的課題の解決に取り組むとともに、地域社会に貢献する。
5. BCMSのさらなる向上を目指し、PDCAを回して継続的な改善を図る。

1992年4月10日 環境憲章制定

1998年8月10日 品質方針制定

2012年4月1日 品質・環境方針制定

2013年9月1日 品質・環境・事業継続方針制定

2014年1月1日 品質・環境・事業継続方針改定

2014年4月1日 品質・環境・事業継続方針改定

2020年8月7日 事業継続方針〈行動指針〉改定

2024年4月1日 品質方針改定

原材料調達基本方針

1. 公正・透明な取引

すべての取引先の皆様との間で自由な競争原理に基づく公正・透明な取引を行います。取引先の選定に当たっては広く門戸を開放し、品質・価格・納期・供給安定性・技術力・サービスおよび環境保全への取り組みなどについて、適正な評価を行います。

2. パートナリシップの構築

すべての取引先の皆様に「相互発展を目指すパートナー」と考え、信頼関係を築いていきます。

3. 法規・社会規範の遵守

調達活動に当たって、国内外の法規・社会規範を遵守するとともに、取引先の皆様にもその遵守徹底を求めます。

4. 環境への配慮

「リンテックグリーン調達方針」に基づき、環境負荷低減に配慮した調達活動を推進するとともに、取引先の皆様にも環境保全活動の推進および化学物質管理の徹底を求めます。

5. CSRの徹底

調達活動に当たって、取引先の皆様とともに人権尊重、労働・安全衛生、品質・安全性確保、情報セキュリティ、企業倫理、紛争鉱物など、あらゆる観点からCSRの徹底を図っていきます。

2009年8月10日制定

2013年8月30日改定

リンテックグリーン調達方針、リンテック木材パルプ調達方針、グリーンパルプウェイは、リンテックグループサステナビリティサイトをご覧ください。

<https://www.lintec.co.jp/company/policy/>

全社リスク管理方針

リンテックグループは、社は「至誠と創造」および経営理念を根幹とした全社リスク管理を強化・推進する。

基本目的

リスクを防ぎ、チャンスを生かす行動をとり、社会とともに持続的成長を遂げる企業を目指す。

〈行動指針〉

- リスクをとらえる意志を持つ。
- リスクとチャンスについて、誠実に対話する。
- 自ら定めた目標を達成するため、リスクを特定・管理する。
- 変化をチャンスととらえて、社会的価値を創造する。

2017年4月1日制定

リンテック情報セキュリティ基本方針

基本理念

リンテック株式会社（以下、当社）は、情報通信社会の発展の中で求められる企業の責任として情報セキュリティの重要性に鑑み、社は「至誠と創造」に裏づけされる高い倫理観を持ち、以下の会社方針に基づき情報セキュリティの管理に努めます。

会社方針

1. 情報セキュリティ管理コンプライアンス・プログラムの策定と継続的改善

当社は、従業員などに情報セキュリティ管理の重要性を認識させ、管理すべき情報を適切に保護するための情報セキュリティ管理コンプライアンス・プログラム（本方針、『情報セキュリティ管理規程』およびその他の規程、規則を含む。）を策定、実施、維持し、継続的に改善します。

2. 安全性の確保

当社は、組織内の情報資産に対し、機密情報や個人情報保護が保護範囲を超えるような漏洩を防止する等の機密性の確保、情報の改ざんの防止等の完全性の確保、故意または偶然の事故時における情報資産の可用性の確保、などの安全管理策を継続的・安定的な事業運営のため適切なレベルで実施します。

3. 法令およびその他の規範、社内規程等の遵守

当社は、情報セキュリティ管理や営業秘密、個人情報保護に関する法令の規定および行政機関その他が特に定めた規範、ガイドライン等や社内定める規程等を遵守します。

2005年12月1日制定

内部統制方針

リンテックグループ各社・各部門は、不正・違法行為・ミスの発生を防止し業務が適正かつ効率的に遂行されるよう、内部統制の整備・運用を強化します。

- リンテックグループのすべての役員・従業員等は、内部統制の整備・運用について役割と義務を負います。
- リンテックグループ各社・各部門は、諸手続きが関連法規、社内規程に則り適正かつ効率的に行われているかを確認するため、適宜自己チェックを実施します。
- 内部監査部門は、独立的立場からリンテックグループ各社・各部門の内部統制が有効かつ効率的に機能しているかを定期的に確認します。

2013年10月1日制定

ソーシャルメディアポリシー

リンテックグループ(リンテック株式会社およびその関係会社)は、社員が、ブログや掲示板、SNS等のソーシャルメディアを利用する際の方針として「リンテックグループ ソーシャルメディアポリシー」を定めました。リンテックグループの社員は、これを遵守します。

基本原則

ソーシャルメディアの利用においては、各種法令および「リンテックグループ行動規範」、その他リンテックグループが独自に定めた内部規程を遵守し、良識ある社会人として、誠実な態度でのコミュニケーションに努めます。

ソーシャルメディアの利用に対する心構え

ソーシャルメディアで発信した情報は、不特定多数の利用者がアクセス可能であること、リンクや転送によって世界中に広まる可能性があること、いったん発信した情報は完全に削除することができないこと、そして個々の発信情報がリンテックグループに対する評価につながりえることを十分に理解し、責任と良識を持ってこれを利用することを心掛けます。

2013年3月15日制定

そのほかにも、気をつけておきたいこと

情報セキュリティについて

建物への出入り

建物入り口の施錠・解錠は、許可された者のみが行い、無断で鍵やIDカードを第三者に渡したり、暗証番号を教えるといった行為は行いません。また、どうしても第三者が立ち入る必要性が生じた場合には、従業員などが付き添います。

整理整頓

職場環境を常に快適な状態に保つとともに、機密情報などが容易に人目にさらされたり漏えいしたりしないよう整理整頓を心掛け、不要または余分な情報を速やかに廃棄します。また、コンピュータ内に記憶しているデータファイルについても整理整頓を行います。

情報資産の外部委託

情報資産の管理を外部に委託する場合は、情報セキュリティが確保されるよう「機密保持」「情報資産の管理状態の監査権限」に関する契約を結びます。

利用者ID とパスワードの管理

コンピュータを利用する際は、利用者IDとパスワードが第三者に漏えいしないよう注意します。パスワードをシステム外に記録する場合は、安全な場所に安全な方法で保管します。

データファイルのバックアップ

コンピュータで作成した重要なデータファイルは、機密区分に従い指定されたストレージサーバーに保存し、コンピュータ内には保存しません。

外部記憶媒体の廃棄

外部記憶媒体（CD・DVD・USBメモリー・SDカード・HDなど）を廃棄する場合は、情報システム管理部門に返却するか、情報システム部の指示で、データファイルを消去し、媒体そのものを廃棄します。

データファイルの社外への持ち出し

コンピュータ（携帯電話を含む）や外部記憶媒体に入った機密情報を社外に持ち出す必要がある場合は、定められた基準に従い、情報が漏えいすることを防止します。

利用ソフト制限

標準ソフトとして認定されたもの以外をインストールする必要がある場合は、ネットワーク総括管理責任者に申請後、許可を得てからインストールします。

コンピュータ・ネットワーク脅威への対策

「コンピュータ、ネットワーク運用規程」に従い、ウイルス防御システムやセキュリティ管理システムをコンピュータに常駐させ、ウイルスの感染やサイバー

攻撃の被害に遭わないように努めます。また、標的型攻撃メールには注意します。

コミュニケーションツールの注意事項

情報を共有する相手を常に意識し、情報（発信）は内容が適切であるか確認をします。

インターネットモラルの遵守

インターネット上の社外ウェブサイトは、利用上のモラルを遵守して利用します。業務目的以外の閲覧、インターネットへの投稿、公序良俗に反する情報発信は行いません。

インシデント（事件・事故）の報告

情報資産の事故・故障だけでなく、不適切な取り扱いや情報システムの異常を発見した場合は、速やかにコンピュータ・ネットワーク部門管理者・部門推進者に連絡します。

一人ひとりがセキュリティのレベルを高く持ち行動します。

▷ 詳しくは、「情報セキュリティ管理規程」を参照

個人情報保護について

社は「至誠と創造」と経営理念に基づき、個人情報保護の重要性を認識し、その取り扱いについて適用される法令、規範を遵守するとともに、適切な取り扱いと管理に努めます。

1. 個人情報の収集・利用について

それぞれの業務実態に応じた個人情報保護のための管理体制を確立するとともに、個人情報の収集、利用において所定の規則に従い適切に取り扱います。

2. 個人情報の取り扱いについて

個人情報の利用に関する規程類の明文化および教育・訓練に努めます。

3. 個人情報の管理・保護について

提供いただいた個人情報の滅失、毀損、改ざん、流出、紛失、誤用などを防止するために、適切な安全管理措置を講じ、これを維持します。

4. 個人情報の第三者への提供について

本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供しません。ただし、法律などによって要求された場合は、この限りではありません。業務の遂行に必要な範囲で、

個人情報情報を外部に委託する場合も同様の厳正な管理を実施させます

5. 個人情報の開示・修正・削除について

個人情報について、本人から開示・訂正・削除などの申し出があった場合、申し出されたかたが本人であることを確認したうえで、法律に従い遅滞なく対応します。

6. 個人情報の取り扱い方の見直し

個人情報の取り扱い方について継続的な改善・向上に努め、適宜見直し、改善を図ります。

▷ 詳しくは、「個人情報管理規程」を参照

経理処理について

売り上げ取引に関する留意点

予算達成、利益調整などのため、「販売管理規程」に定められている売り上げ計上基準から逸脱した基準で売り上げすることは不正経理であり、社会的に許されない行為です。また、取引先からの要請により「販売管理規程」に抵触するような売上、請求を行った場合も同様です。このような要請は厳にお断りしてください。

仕入れなどの取引に関する留意点

物品購買は納品検収日に、外注・役務・工事関係はサービス提供を受けた検収日に計上しなければなりません。特に留意が必要な点は、期末日近辺での計上基準に外れた計上の前倒しおよび計上遅れです。発注段階であるにもかかわらず検収とみなして計上することや、納品・検収が完了しているにもかかわらず仕入の計上を保留するなどの行為は、社内の予算枠の管理や利益目標達成のために意図的に行われた場合はもちろんのこと、取引先からの要請により行った場合であっても、不正経理となり、社会的に許されない行為です。

架空取引の禁止

売り上げ、仕入れ、在庫などが実在しないにもかかわらず、あたかも存在するかのごとく取引を仮装したり、それに伴う納品書、請求書、伝票、帳簿の帳票類を捏造したりすることは不正経理であり、社会的に許されない行為です。

通謀^{つうぼう}取引の禁止

売り上げ、仕入れに関連して、業者と示し合わせて行った簿外取引により、私的に金銭を着服する、または簿外資金をつくるなどの行為は不正経理であるとともに犯罪行為であり、厳重な処罰の対象となります。

※ 通謀：相手と示し合わせ不正を行うこと。

不正経費請求の禁止

経費請求にあたり、請求の基となる領収書などの証憑書類を改ざんする、虚偽の経費内容で請求を行う、私的な支出を業務経費として請求するなどの行為は不正経理であるとともに内容によっては犯罪行為となり、厳重な処罰の対象となります。

不正経理によるペナルティー

以上のような不正経理の影響を受けた虚偽の財務報告は、会社の社会的信用の著しい失墜につながり、場合によっては会社の存続にもかかわります。また、不正経理による利益調整は、金額の多少にかかわらず、税務面では重加算税というペナルティーが課される場合もあり、社会的に許されない行為です。

すべての従業員は、財務、会計上の規則を遵守し、正確に帳票類を作成するとともに、定められたルールに従い行動しなければなりません。また、ここに示したような行為は、取引先から依頼された場合においても厳にお断りしてください。このような不正行為に協力することは、結果として取引先の利益を損なうことにもなります。

独占禁止法について

独占禁止法では、1. 私的独占の禁止、2. 不当な取引制限（カルテル・入札談合）の禁止、3. 不公正な取引方法の禁止、4. 企業結合の規制などを定めています。

- 競争事業者間や事業者団体で、カルテル、入札談合およびそれらの疑いを招く行為は、一切行ってはなりません。
- すべての競争事業者（競合先）との会合（業界団体などの会合を含む）は、その目的と会合で話し合う内容の適法性を考慮したうえで参加の是非を判断します。
- 国内外のすべての競合先との会合に際し、参加者に独占禁止法遵守の意志を明確に伝えてください。
- すべての競合先との会合は、上層者に事前に目的を伝え、承認を得たうえで参加し、万一独占禁止法に違反する内容の協議が始まった場合には直ちに退席し、退席した旨を議事録に明記してください。
- 当社の事業活動において、再販売価格維持、拘束条件付き取引、優越的地位の濫用などの不公正な取引方法につながる行為を一切行ってはなりません。

- 独占禁止法に違反する内容の協議、競合先から疑義のある接触、不公正な取引方法につながる行為などの問題行為があった場合には、上層者および総務・法務部に報告し、アドバイスを受けてください。
- 他の従業員などの疑義ある行動を見聞きした場合は、上層者および総務・法務部に報告してください。

内部通報制度

リンテックグループすべての従業員一人ひとりには、自らの行動が法令、社内規程、この行動規範に違反しないように積極的に取り組むことが求められます。

自分、他の従業員や会社の行動がこれらに違反する、または違反する恐れがあると判断する場合には、本制度によって通報してください。本制度の対象となる「違反行為」とは以下の行為をいいます。

- (1) 法令に反する行為
- (2) グループ各社の社内規程に反する行為
- (3) 「リンテックグループ行動規範」を含む倫理に反する行為

通報者の秘密を厳守します。但し、調査に必要な場合などには守秘義務を負わせたうえで必要最小限の者に開示することがあります。

また、不正の目的で行われた通報を除き、通報したことにより、いかなる不利益取扱いを受けることはありません。

違反行為が発生した場合には、原則として職制ラインが通報者（契約社員、嘱託、パートタイマー、派遣社員、請負契約などによりリンテックグループ事業所内で業務を行う方を含みます。また、退職して1年以内の方も

通報ができます)から通報を受けその対応を行います、
何らかの事情でこれが困難な場合に通報者が通報する
ための仕組みとして「内部通報制度」を設けています。

▷ 詳しくは、「内部通報制度運用規程」を参照

問題の対処について

通報内容により、調査が必要と判断した場合に
は、速やかに調査チームを組織し、問題対処にあた
ります。調査のうえ、結果および対策を通報者に通知
します。

注意事項

通報は匿名でも行うことができます。ただし、匿名
の場合には、調査や是正措置などの対応が難しく、
また調査結果および対策を通知できないので、でき
るだけ顕名での通報をお願いします。

災害発生時の初期対応

⚠ 自分の命は自分で守る

災害時、自分の命は自分で守ることが基本です。自分の命があるからこそ、家族や、仲間を助けることもできます。

各自の初動

特に気を付けたい災害

地震



■ 身の安全を確保

物が「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」空間に身を寄せ、揺れがおさまるまで様子を見る

火災



■ ① 大声で知らせる「火事だ!」、通報

- ・「火事だ!」と大声で叫び、周囲に知らせる
- ・声が出せない場合は、何かをたたくなどして周囲に異変を知らせる
- ・非常ベル、119番通報

② 初期消火

- ・身の安全最優先で初期消火

③ 避難

- ・消火困難と判断した場合、避難

状況によって優先順位が異なります。
逃げ遅れないように冷静な判断が必要です。

災害はいつどこで起こるかわかりません。しかし、事前に対策をとることで被害を防止、軽減することができます。一人ひとりが、自分の周りにどのような災害の危険があるかを知り、必要な対策を講じることが重要です。

拠点での初期対応の流れ

自分の身の安全を確保した後、拠点での初期対応を行ってください。拠点長、拠点管理責任者（リーダー）が不在の場合は、誰もが災害対策本部長になる可能性があります。

■ 拠点災害対策本部を設置 情報を一元化

- ・災害発生または、その情報を入手したら責任者が不在でも迷わず設置する

■ 安否確認、情報収集

- ・セコム安否確認システムや連絡網などで、拠点従業員の安否確認を行う
- ・災害関連情報や被害情報を収集する

■ 拠点内コミュニケーション

- ・安全第一とする対応を決め、伝達する
(避難の実施、自宅待機、早期帰宅、社内待機など)

社員番号	氏 名
------	-----

* 必ず記入してください